

水防計画の概要

1 目的

水防法第7条第1項の規定に基づき、同法第1条の目的を達成するため、河川等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門等の操作、水防のための消防機関等の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用についての大綱を示したものを。

〔水防法 第1条〕

洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

本市にあつては、水防警報の対象となる河川として、安平川、勇払川、苫小牧川が指定されており、設定水位によって水防活動機関（消防本部）の行うべき水防活動が示されている。また、海岸については、開発局の直轄海岸が指定海岸となっており、上記の河川と同様に、有義波高や有義波周期によって、行うべき水防活動が示されている。

本計画（修正案）はこれらの重要水防箇所等についての警戒活動を中心に計画を策定している。

※錦多峰川は水防警報河川ではないが、重要水防箇所として位置付けられ、水位観測等を行っている

2 市町、道の役割〔法第3条、3条の6〕

市（水防管理団体）は、水防を十分に果たすべき責任を有している。

「水防を十分に果たすべき責任を有する」とは、水防組織を整備し、水防活動を行い、水防施設、器具、資材を整備する等あらゆる準備行為、具体的な水防活動等水防全般に関し、これを行う責任を有することである、とされている。

道は、その市が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有している。

道の確保すべき責任とは、道の水防計画を作成し、水防信号を定め、立ち退きを指示し、市町の水防計画の作成に当たっての協議を受け、水防団員の定員の基準を定め、水位情報の通知及び周知を行い、水防警報を行い、その他法に定められた事務を行うこと、とされている。

水防の第一次責任は市町等にあるが、水防の効果を発揮させるには、道が広い立場に立って水防活動の調整を行う必要がある。

3 本計画の構成

本計画本編の構成は以下の章で構成し、併せて資料編で構成する。

第1章 総則

第2章 水防組織

第3章 重要水防箇所

第4章 予報及び警報

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第6章 通信連絡

第7章 施設及び輸送

第8章 水防活動

第9章 協力及び応援

第10章 水防信号、水防標識及び身分証

第11章 費用負担と公用負担

第12章 水防報告